第

4611

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年11月14日水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

△ 遺留分の減殺請求があった場合

Q:遺留分の減殺請求により金銭弁償があった場合、相続税の取扱いはどのようになりますか?

A:次のようになります。

【解説】

遺留分の侵害を受けた者が遺留分の減殺請求をして、遺留分の侵害者から金銭による弁償金の交付を受けた場合、その弁償金相当額はその弁償を受けた者の相続税の課税価格に算入されることとなり、一方では、その遺留分を侵害した者がその弁償を受けた者に対して支払った金銭の額は、その相続税の課税価格からこれを控除することとなっています。

またこの場合において、遺留分の減殺請求により弁償金を支出した者については、その弁償すべき金額が確定したことを知った日の翌日から4ヶ月以内に所轄税務署長に対して更正の請求をすれば税金の還付が受けられることとなっており、他方、弁償金を取得した者については、同じ期限までに期限後申告又は修正申告をしなければならないこととなっています。

ちなみに、遺留分の侵害者が遺留分の侵害 に対して弁償金を支払っても、過去の所得等 の帰属については、遡りませんので特にその 間の所得税の申告について修正をすることは ありません。







